

議第 1 3 5 号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和 3 4 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、出産育児一時金として <u>4 0 4 , 0 0 0 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）に規定する出産育児一時金の額を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第 7 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 1 5 条の 3 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>法第 8 1 条の 2 第 4 項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第 8 1 条の 2 第 9 項第 2 号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、出産育児一時金として <u>4 0 8 , 0 0 0 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）に規定する出産育児一時金の額を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第 7 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 1 5 条の 3 <u>及び第 1 5 条の 4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>法第 8 1 条の 2 第 5 項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第 8 1 条の 2 第 1 0 項第 2 号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還</p>

に要する費用の額

オ・カ 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第15条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課総額）

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納

還に要する費用の額

オ・カ 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第15条の3及び第15条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課総額）

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納

付金賦課額（第15条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（保険料の減額）

第15条の3 略

付金賦課額（第15条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（低所得者の保険料の減額）

第15条の3 略

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第

第11条の6の5又は第11条の6の8」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の5」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第15条の3に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条の3第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第11条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と、第5項中「第11条」とあるのは「第11条の6の5」と読み替えるものとする。

(保険料に関する申告)

第15条の4 略

(保険料に関する申告)

第15条の5 略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び付則第3項の規定は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和4年1月1日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。